43 或る被差別部落寺院の過去帳について (上)

――人間の生命についての基礎史料の分析―(上)或る被差別部落寺院の過去帳について

五

まえがき

えてきた。周辺地域とは、筑前・豊前国を除く九州や尾たは不可能な周辺地域の二つに分けることができると考 たえない は尾張国に至る「部落寺院制」の成立地 の展開に であり、 穢寺帳」 ているように、 部落寺院 ついては、 まま現在に至っている。 の作成が確認され、 たのが「部落寺院制」の問題であった。 教と部落問題について関心をもち、 その批判について直接的にはほとんどこ 本願寺の 制 近畿を中心に西は筑前 の成立が社会的経済的に困難 「末寺帳」とは別帳化され または、 ただ、 定の評価とさまざまな 域、 予想され 仏教と部落差別 それは 豊前 筆者な 玉 後述 東 ま

仮に れ 記載論」が一般的に論じられている事例は少なく 同 なるものであった。こうした、 における仏教差別の展開は「部落寺院制」による差別、 張より東北 るために必ずしも こうした研究や主張は仏教における差別の認識をふか 「戒名による差別」 「地域性」を無視して仏教と差別の または、 論 かし、そうした認識を無視して、 に論及することはできないのでは 実証を試みたいと考えている。 「差別戒名」 て、 の視点から「過去帳差別記載論」、「壬申戸 に位置する地域であり、「 次のような仮説を立 その存在が予想される地域である。 有益 地域と呼 のごとく、 ではない。 ぶとすれば、この二つの地 仏教に その現象において全く異 て 筆者は仏教と部落問題 その 差別戒名」が 仏教に ない 問 か 題を一 かわる差別がも か。 つひとつに おける差別 般化 な 確

)の言語が一般的に成立している地域には

寺源正寺・筑前国の願照寺外など宣寺・教徳寺・福専寺の「四ケ之本寺」、播磨国の小本⑴ 部落寺院の支配寺を形成している。京の金福寺・万

- (3)(2)いる。 磨、近江、丹後、丹波、但馬等二四カ国にも及んでいる。伊勢、若狭を含む摂津、河内、和泉、大和、山城、播 小数点在の場合でも本村の一般寺院の檀家にならず、 土佐、周防、 部落寺院は一村一カ寺制が一般的である。 本願寺「末寺帳」とは別に「穢寺帳」 穢寺帳作成の範囲は豊前、 長門、 備中、 備後、 和泉、大和、 石見、 筑前、 尾張、 伊予、 が作成されて 枝村など 伊賀、 讃岐、
- 4) 原則として過去帳には差別記載はない。 近隣の部落寺院の檀家になっている。
- (6) (5) (4) 推定さ あげていないが、 東本願寺下寺のものはその事実を筆者は確認していな 部落寺院である。この二カ寺はいずれも東本願寺内 部落寺院であり、 穢寺帳の作成された地域の中に、 浄土真宗寺院に集中している。 「穢寺頭寺金福寺」の下寺であった。とすれば、 因幡地域にも部落寺院制の成立、 れる。前記②の穢寺帳は西本願寺下寺のもの 伯耆国会見郡の浄福寺が伯耆国 因幡国 八上郡緑浄寺が因幡 伯耆国、 穢寺帳の作成が 因幡国 国 国 玉 を

ν. •

部落寺院制が成立しなかった地域は

- (2) 浄土真宗に集中せず、真言宗、日蓮宗、禅宗などに(1) 一村一カ寺の成立は困難で、一カ寺多檀家村が多い。
- (3) 差別戒名を刻した墓石や差別記載のある過去帳の分散している事例も多い。

在が推定される。 差別戒名を刻した墓石や差別記載のある過去帳の存

たと考えているからである。 本稿においては、以上の仮説の上に、部落寺院制研究 本稿においては、以上の仮説の上に、部落寺院制研究 本稿においては、以上の仮説の上に、部落寺院制研究 本稿においては、以上の仮説の上に、部落寺院制研究

江戸時代の過去帳について

過去帳とは

過去帳とは、寺宝のごとく諸寺院に保管、継承され「死

45

去。南城5北部 寺請 倉期 どを書き留めた帳 者 年中からである。 寛文(一六六一~七三) れの寺院にも常設されるようになるのは江戸時代前期、 - 付御代官達」の布達による宗門 ₀ 戒名 には金剛 源信の『念仏結縁過去帳』 制 |などが. の実施と平行している。 室町期になると『蓮華寺過去帳』『東光寺明 知ら 一峯寺の過去帳や時宗の過 んてい 簿6俗 寛文一一(一六七一)年「宗門改之儀 である。 から元禄(一六八八~一七〇四) る。 死亡年月日、 過去帳 にまで遡る 過去帳 改 が一 宗門人別帳の 一去帳もみられ 0 死亡年令、 一般化 歴 とい 一史は して、 わ 平安中 n 提出 講過 柄 67 ず 鎌 な

2 丢 帳検討の視点

無視 どこに 解することが ら ある過去 に の る ばらに 過 存 分析 兵庫 して過去帳を検討したのでは、 去 お 帳 帳 Ź 取 < Ŕ に を りあ 検討するにあたって大事なことはその Ł かということである。 大阪などの か と み できない。 0 られ げられることで終り、 ように考えられ、 差別 たように、 地 記 それば 載 域 のない に お いかりか、 部落寺院制下に いく 「部落寺院制」の そうした認識 過去帳」 ても差別戒名 単純に「差別記 両者を統 かつて がそ の n の が お いもとに 差 的 視 視 か ぞ 別 に n 点 n 載 遍 理 ば 的 7 戒 0

> 教育や啓発 みの中に本来存在し 0) 正 まう危険性 し 教 部落寺院 いく 認 に 識 か か を得ることは期待で が 制 すすめら わ を Ł のもとでの る差別は つ T ない n 61 る。 からである。 前 た。 差別認識 述し そ きな たように差別 n では を 67 それ 0 曖昧 部落問題に 兵庫や大阪 なもの ば 戒 か ŋ 名 か \dot{o} 対 |枠組 地 す Ź 逆 域

信 州 に お け る 差 别 過 去

3

17

宗龍 った。 7 に とする例 泉寺は部落外の檀家も多く、 田 吉田村の禅宗全宝院など五つの禅宗寺院と小井田村真言 村 田 お 村の部落住民は矢沢村の良泉寺の檀家であったが、 の住民は青木村の 村の天明六 レク 本 過去帳 た。 か 法寺外三つの真言宗寺院の檀家に分れていた。 稿 この n は た近 戒名 はまれではなかった。 ように、 0 畿 問題にもどして考えてみ (一七八六) (法 近国地: 名 が禅宗の 部落住民が 0) 域とは宗教 問 龍洞院、矢沢村の禅宗良泉寺、 年の宗門帳によると、 題をテーマ 11 本村と同 わゆる部落寺院ではな カ寺の 事 情 た に 部落寺院 らくろ し は大きく異なっ の寺を檀那寺 たもの 信州 小 *。* では の もと 小 井田 小井 良 并 か

民 0 林 過去帳を具体的にみておきた 大二 差別 戒 名 0) 歴 史6 に ょ つ て、 信 州 0 部 落 住

(1) 長瀬村臨済宗T寺の過去帳

には「庭掃部」の記載がみられる。 全くなかった。 名には差別的なものはなく、部落外住民の戒名と差異は 一二(一八四一)年にわたって作成された過去帳 享保以前 0) しかし、享保八(一七二三)年か V 時 期 の過去帳記載では、 部落住! ら天保 闰 の戒名 0) 戒

けの別冊過去帳になっていく。「穢多」の身分呼称に変わっていく。また、部落住民だ「穢多」の身分呼称に変わっていく。また、部落住民だ享保一〇(一七二五)年を境に「長吏」の呼称が消え、② 北佐久郡望月町の真言宗福玉寺の過去帳

書き」されて作成されている。中期か)に他の過去帳から部落住民のものだけが「抜きれ、武石村の曹洞宗S寺の別冊過去帳はある時代(江戸満勝寺の過去帳は江戸中期に別冊過去帳として作成さ3)天台宗満勝寺と曹洞宗S寺の別冊過去帳

住民の差別過去帳について、その概要をまとめた。 以上、小林大二氏の所説をもとに、信州における部落

4 部落寺院制下における過去帳

部落寺院を配し、部落住民はすべて「穢寺制」の体系の本願寺直参の「穢寺頭寺」の末寺として、その支配下に「部落寺院制下においては、同じ真宗寺院でありながら、

ていった。 られた本願寺末寺帳とは別に国毎に「穢寺帳」が作られられた本願寺末寺帳とは別に国毎に「穢寺帳」が作られも宗門帳は別冊(末尾一括記載も含む)化し、郡毎に作中に組み入れられ、混住(枝村、出皮多など)の場合で中に組み入れられ、混住(枝村、出皮多など)の場合で

の中味から、 別過去帳」という概念に一括するのではなく、その記録 て人生を終えた事例が多く記されている。 たいと思いながら「生子」「赤子」として、「当才」にし 去帳には後述するように、人間として生きたい、生か 戒名を得た人びとの足跡であった。本稿でとりあげた過 教を信じ、 きあって、懸命に生きてきた人達の記録でもあった。 過去帳は寺院の宝であり、 その檀家を対象として、独自に過去帳を作成し 一村を基本に寺院 の認識を磨 信仰に支えられ、生命の限り生きようとし その時代の差別の構造、 ていかねばならない (道場)が建立され、 部落寺院の過去帳は差別とむ 実態を見定め、 のではないか。 寺院 過去帳を「差 ている。 0) 住 Ť は

47

析 播磨国、 丹波国の部落寺院の過去帳 の 分

1 播 去帳と穢寺頭寺源正寺について 磨国飾東郡亀 山本徳寺、 地中寺院法性寺の

は、 飾 飾 と称する本徳寺寺内一〇カ寺の寺院があった。その寺院 :西郡の末寺帳によると、亀山本徳寺には「地中」「同所_(東郡九冊之内」『壱播磨国飾西郡九冊之内」」という飾東、 亀 Щ 本徳寺は本願寺派の直参中本山であり、『壱播磨国

11	11	11	<i>11</i>	11	飾東郡	11	11	飾西郡	郡
地中·同所	地中·同所	地中·同所	同所	同所	同所	同所	同所	地中	地中・同所
一正親寺	真行寺	法性寺	光養寺	源正寺	光照寺	長栄寺	勝久寺	浄福寺	寺院名
天正八(一五八〇)年	元和四(一六八四)年	永禄一○(一五六八)年	(写真不鮮明につき判読できず)	永禄一(一五五八)年	天文一九(一五五一)年	(写真不鮮明につき判読できず)	元和五(一六一九)年建立	帰参寺	開基年代

同じ、 る。 地中ノ号ナシ」「御免物帳ニ本徳寺下ト有」と記されて であ 寺下ニハ無之、直参ト有、穢寺之頭:有之」と記され 記載があり、 たものである。 性寺の檀家について、 鍵の一つが『法性寺過去帳』である。 る上で源正寺の存在は極めて重要であり、 磨地域の部落寺院制の軸となった「穢寺頭寺源正寺」と の年度毎の死亡年月日、 前記飾東郡の末寺帳に「元禄御改開基帳ニハ、 つ 〇年の開基、 本徳寺下、 た。 この中には法性寺については前記末寺帳に、 その記載をみると、 この法性寺の過去帳の中に源正寺関係 同所寺院であった。部落寺院制を考え 寛文□□年、木仏、 元禄期より大正年間に至る長期間 法名、 俗名、 この過去帳は、 続き柄などを記 寺号、「誓詞帳ニ 源正寺解明 本徳 法 0)

十月十日 元禄一〇 同月十七日 二六日 (一六九七) 左(東京) 尺宗善 尺妙有 年の記載に 都倉町カヂヤ 御寺内茶ヤ

西土井六郎右エ門妻 清兵衛実母

六兵衛実父

同月十九日 尺寿三

△宝永三 (一七○六) 年

中略一

]]

地 中 同所 法受寺一 寛永一一(一六三四)年

十月廿四日 尺宗慶 御寺内庄屋 吉左エ門

中略

同月晦日 尺妙閑 御寺内 源正寺うば

△享保七(一七二二)年の記載

十月四日 尺寿誉 同所 (鋼等內) 源正寺後住

△享保一七(一七三三)年の記載に

八月十三日 尺貞三 御寺内 源正寺老母

十月廿八日 尺妙信 ピロ (論別) 治郎左エ門妻

十一月十五日 尺 中村 四郎五郎

-中略--

△明和八(一七七一)年の記載に

一月十五日 尺教円 井ノ口 平右工門

尺円朱 メカ(妻鹿カ)教念寺往持

尺貞寿 尺照専 御寺内 ヒロ 源正寺隠居ババ 仁兵衛忰

二月廿七日

日

同月廿九日

△天明八(一七八八)年の記載に

九月三日

中略一

△明治一四年の記載に

月二十五日尺専智

尺妙澄 御寺内 源正寺老母

広畑 山本萬助

都倉町

男子吉之助

三月十五日

尺専教

水田利右エ門妻

三月二十九日尺秀莫

持住職秀英妻

△明治一七年の記載に 八月十八日 同月三十一日尺証誠

高橋甚四

郎

尺澄観 亀山町 源正寺

亡秀英弟

△明治一八年の記載に 十二月廿七日尺貞照

亀山町 源正寺母 貝に

とある。

る。源正寺の外御寺内町庄屋や広畑、中村、井ノ口、妻禄一○年から明治一八年にかけて源正寺関係の記載があ 家になっており、法性寺は部落寺院ではない。 このように、本徳寺に隣接した法性寺の過去帳には元 都倉町など広い範囲の一般百姓・町人衆が同寺の檀

いる。しかし、部落寺完ま「宮園戸、・『-・・・・度的に穢寺頭寺であった源正寺も当然同帳に記載されて度的に穢寺頭寺であった源正寺も当然同帳に記載されて 寺号下付年代、自剃刀年代等詳細に記載しているのに、 うに、どの穢寺頭寺の下寺かを明示し、開基時代、木仏、 源正寺については、ただ一カ寺だけ、 寺末寺帳『播磨国穢寺分』)として別帳にされている。 前述したように、播磨国の部落寺院は『穢寺帳』(本願 しかし、部落寺院は「金福寺下」「万宣寺下」のよ

免本徳寺下

亀山源正寺

は 帳

如

く

記載さ

n

て

V

る。法名帳

の

はじ

まりは享保一七(一

法名釈浄恵

日

弥蔵

下略

評を嫌 評を生み、 される。 けられ、 0 初 は が だけ 本徳寺下寺から外され、 :寺に仏教に Ł な が本来「か Ċ 頭 そうした歴史の経過を示しているのであろう。 0 41 11 地図 77 な だろうか。 それが、 穢寺頭寺源正寺_ 寛政九 他 に源正寺が一 |国への引地を願い出」る||政九(一七九七)年には お わた寺」でなかったことが 前述 開 ける身分差別政策の展開 基 次第に「世上而 の法性寺の過 時 姫路藩領を示す一 代 「玄正寺かわた寺」と記されて 木 「穢村」の宗判をすべてお 」に移行していったことが 仏 去帳の記 寺号下付 ハ汚穢不浄之寺」 七 ることになった 世紀末、 「汚穢不浄寺 明ら 年代等 0) 載とともに 中で、 かに 何 なる 源 世 0 推 源 の 0) し 正 つ 11 る⑪紀 で 風 風 定 つ

波国S 村 金照 寺 の **『法名帳』** につい

2

帳』とし、 は明治二二年頃に整理しなおされたようで、 法名釈: 波国 多 妙 信 紀 寺宝として大切に保存されてい 郡S村金照寺では、 仝寛 俗寛 竟政五年丑十一月十二g俗称 不詳 克政三年亥十月七日 過去帳 0 治称を |松太郎 る。 その ح の 一法 書 法 名

表 1 丹波国多紀郡S村の死者の記録

年号	年数	男女別の	D死亡数	総死亡	1年平均	
期	年	男 人	女 人	人数 人	の死亡数 人	
享保期	21			2		
明和	9	3		3		
安永	10	1	1	2		
天明	9	1	4	5	0.6	
寛政	12	3	4	7	0.6	
享和	1	1	2	3		
文化	15	3	5	8	0.5	
文政	12	15	9	24	2.0	
天保	14	23	26	49	3.5	
嘉永	6	6	15	21	3.5	
安政	6	14	6	20	3.3	
万延	2	0	2	2		
文久	3	6	2	8	2.7	
元治	2	8	3	11 .	5.5	
明治	45	86	82	168	3.7	
計		170	161	333		

S村金照寺『法名帳』により作成

七月の 苗字をさか じ に うまる。 わたって記帳 釈了 年で、 の なお、 ぼ 海 大正 つ 7 か 記 5 され 書式に示 五 され 部 7 た 九 レン 「不詳」 る。 Ł した苗字は明治 0 六 安政二(一 であろう。 が 年 ?あるが ま で、 八五 俗名 八 一年頃 五 0) 四 記 年 の 帳 年 0)

がは

長期

二五年 ・から三二年までの七年間に、法名の下に「

はない。(生子」には法名があるが、死産には法名帳されている。「生子」には法名があるが、死産には法名ニ死ス等と記載)と書かれたものが九人、死産が五人記名生子」(生まれたばかりの子、生まれて三日メ、七日メ

ある。 法名帳にみる年代別の死者の状況は「表1」の通りで

村の法名帳には当然のことながら一切差別記載はない。まわれた天保期を上まわる高い死亡率を出している。Sとくに、明治期の死亡は年平均三・七人で、大飢饉にみ五人)、明治期(同三・七人)に多くの死者を出している。期(同三・五人)、安政期(同三・三人)、元治期(同五・

黒い翁

-民間仮面のフォークロア―

衆芸能に求めて、縦横に走る。日本の仮面から海外の仮面に及び、さ日本の仮面から海外の仮面に及び、さてきた著者の書き下ろし。その筆は、常に民衆の側から文化・芸能を見続け

5、000円+税 A5判、233頁 解放出版社 乾 武俊著

